

施策評価シート (平成26年度の振り返り、総括)

作成日 平成27年 04月 02日

施策 No.	38	施策名	消費者の権利尊重と自立支援
主管課名	安全安心課	電話番号	0285-83-8394
関係課名			

施策の対象	市民、市内で消費する消費者								
対象指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	26年度見込
人口	人	83,392	82,997	82,584	82,136	81,511	80,929	80,698	85,500

施策の意図	<ul style="list-style-type: none"> ・主体性のある自立した消費者を育成する。 ・消費者被害の未然防止。 ・被害に対して適切に対応してもらう。 								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は、相談者への助言及び情報の提供、専門機関を紹介することで、被害防止の役割を担っていることから成果と考えられる。 ・相談件数は類型別に把握。 ・消費生活に関する講座開催数と参加人数は被害を未然に防止するための指標とする。 ・消費生活に関する情報が得られているかどうか、得る方法を知っているかどうかで自立した消費生活の度合い、消費者行政の成果を計る。 ・市民意向調査により消費生活に関する情報が十分に得られていると感じている市民の割合を把握。 								
成果指標名	単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	26年度基本計画目標値
消費生活に伴う相談件数	件	616	622	529	442	462	456	395	500
消費生活に関する講座数	回	13	28	25	31	38	32	45	25
消費生活に関する講座参加人数	人	448	1,126	1,016	1,151	1,746	1,331	2,051	1,400
消費生活に関する情報が十分に得られていると感じている市民の割合	%	28.1	32.7	34.1	28.6	31.1	30.1	32.1	37.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、自ら進んで消費生活に必要な情報を収集し基礎的な知識を身につけ、主体的かつ合理的な消費活動に努める。 ・行政は、消費者被害の未然防止や拡大・再発防止のために必要な情報の提供、消費生活に関する教育の機会の拡充、及び相談体制の充実に努め、消費者の利益の擁護及び増進を図る。 								
-------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

26年度の 評価結果	<p>1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）</p>
	<p>(1) 施策成果の時系列比較（過去3年間の比較） 相談件数は、平成24年度：462件、平成25年度：456件、平成26年度が395件で減少傾向にある。 平成26年度の消費生活相談で上位を占めているのが、アダルトサイトからの利用した覚えのない架空請求など、インターネットや携帯電話の利用「運輸・通信サービス」に関する相談が100件、次に詐欺的投資話など「金融・保険サービス」に関する相談が47件、次に、新聞の2重契約など「教養娯楽品」に関する相談が36件、次にアパートの賃貸契約をめぐるトラブルや工事請負契約に関するトラブルなど「土地・建物・設備」に関する相談が36件となっている。また、「食料品」に関する相談は、原子力発電所の事故による農産物の放射線量の測定などの相談はあるものの、合計で13件であるなど、全体の相談件数は減少傾向にある。</p> <p>(2) 近隣他市との比較 人口1,000人あたりの相談件数は4.90件で、県内14市中11番目である。（1.足利市11.45件、2.宇都宮市9.04件、3.日光市8.55件、4.鹿沼市6.69件 平成26年度実績による）</p> <p>(3) 住民期待水準との比較 相談件数は昨年度より減少しているものの、相談内容は複雑・多様化し、弁護士や専門機関との連携が必要な案件が増加している。また、市民意向調査により、消費生活に関する情報が十分に得られていると感じている市民の割合が平成26年度は32.1%で、昨年比2ポイント増加しているもののほぼ横ばいである。</p>
	<p>2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・真岡市消費生活センターでは、消費生活相談員を2名を配置し月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで相談業務を行っている。 ・「広報もおか」に月1回「消費生活センターメモ」を掲載するほか、消費者情報を掲載した「消費生活センターだより」を各戸に配布(2回)し、被害防止を目的とした啓発活動を展開した。 ・安全・安心の地域づくり推進事業で自治会を対象に消費生活座談会を実施した。（平成26年度：年34回、1,797人参加） ・県主催の消費者リーダー養成講座受講者(平成26年度受講者数：2名)に対して、研修会場までの交通費相当額を補助している。また、講座修了者の中から選考により消費者行政推進協力員(協力員数：24名)として委嘱し、消費者の自立を支援するための活動として、自然教育センターでの高齢者向け消費生活講座(年4回、69人参加)と、出前講座による寸劇(2回、72人参加)を実施した。 ・真岡市大産業祭の一環として「消費者まつり」を開催し、住民が楽しみながら消費生活について学習できる機会を提供した。 ・消費者月間(毎年5月)や全国地域安全運動期間(10月11日～20日)にあわせて、大型商業施設の店頭で街頭広報活動を実施した。また、市制施行60周年記念イベント時に、市民運動公園で啓発チラシを配布した。(3回、500人に啓発品を配布)

<p>26年度の 評価結果</p>	<p>3. 施策の課題認識と改革改善の方向</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルは、年代別や性別により種別・内容が異なっているため、対象となる年齢層に応じた適切な情報を市の広報紙等に掲載し提供していく。また、安心・安全の地域づくり推進事業による消費生活座談会などの啓発活動をなお一層推進することで市民の意識の高揚を図る。 ・消費者リーダー養成講座の受講生に対する支援を引き続き実施し、講座修了者の中から選考により消費者行政推進協力員として委嘱する。また、消費者の自立を支援するための活動として、高齢者向けの消費生活講座等を実施する。 ・「広報もおか」「ウイークリーニュースもおか」「消費生活センターだより」により、被害防止を目的とした啓発活動、並びに街頭での広報活動を実施する。 ・「消費者まつり」を開催し、消費生活についての学習の機会を提供する。 ・相談体制を充実させるため、消費生活センターと警察・弁護士・専門機関、並びに庁内の窓口間の連携を強化する。 ・国では、5月を消費者月間と定め、消費生活に関する様々な啓発事業を実施している。本市においても、消費者月間に合わせて広報活動などを実施する。 ・警察が主体となり、毎年10月11日から20日までの期間を全国地域安全運動を実施しているが、本市では、地域安全運動の一環として、特殊詐欺の防止に関する広報活動を実施する。
<p>補足事項</p>	